

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期)

(独立行政法人名:土木研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借(雪崩・地すべり研究センター敷地外)	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	妙高市長 新潟県妙高市栄町5-1	会計規程第52条第4項第1号	-	2,548,715	-	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	
新聞購読(単価契約)	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	(有)ニュースセンターつくば 茨城県つくば市花畑3丁目22番18号	会計規程第52条第4項第1号	-	4~6月分 462,921	-	-	供給元が一であるため。	10	
電気料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1番地	会計規程第52条第4項第1号	-	4~6月分 548,591	-	-	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	
電気料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	東北電力(株) 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	会計規程第52条第4項第1号	-	4~6月分 332,598	-	-	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	
電気通信役務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第52条第4項第1号	-	4~6月分 462,091	-	-	災害時優先回線を所有しており、優先回線を確保するため。	8	
電気通信役務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計規程第52条第4項第1号	-	4~6月分 258,423	-	-	本契約は、マイライン契約により導入当初経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、長期継続契約を行っている。	8	
電気通信役務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	(株)NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	会計規程第52条第4項第1号	-	4~6月分 1,252,107	-	-	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	つくば市水道部 茨城県つくば市谷田部4741番地	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 1,665,557	—	—	提供を行うことが可能な業者が—であるため。	8	
下水道料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	つくば市水道部 茨城県つくば市谷田部4741番地	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 275,542	—	—	提供を行うことが可能な業者が—であるため。	8	
寒地土木研究所一般廃棄物収集運搬(単価契約)	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	(財)札幌市環境事業公社 札幌市中央区北1条東1丁目	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 356,071	—	—	札幌市では、平成6年4月より事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に、収集運搬体制を標記法人に一元化しているため、他に収集運搬を行うものがない。	19	
水道料	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	札幌市水道事業管理者 札幌市中央区大通東1丁目	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 1,176,120	—	—	当該地域において、上下水道事業の提供を受けることのできる唯一の者であるため。	8	
電気料(構外施設)	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	北海道電力(株) 札幌市中央区大通東1丁目	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 999,620	—	—	当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電話料	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	東日本電信電話(株) 札幌市中央区北1条西6丁目1	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 2,107,646	—	—	災害時優先回線を所有しており、優先回線を確保するため。	8	
携帯電話料	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	エヌ・ティ・ティ・コム北海道(株) 札幌市中央区北1条西14丁目6	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 398,053	—	—	提供を行うことが可能な業者が—であるため。	8	
高速デジタル回線使用料	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	北海道総合通信網(株) 札幌市中央区北1条東2丁目5-3	会計規程第52条第4項第1号	—	4~6月分 1,074,150	—	—	ホットネット契約により導入当初、経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、長期継続契約を行っている。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
道南支所事務所賃貸借	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2丁目6番1号	会計規程第52条第4項第1号	—	3,147,353	—	—	場所以が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	
道北支所事務所賃貸借	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	(株)第一ビルディング 東京都中央区晴海1丁目8番10号	会計規程第52条第4項第1号	—	6,778,164	—	—	場所以が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	
道東支所事務所賃貸借	契約職 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所 所長 川村和幸 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H23.04.01	(株)プロスペクト 釧路市星が浦大通2丁目9番3号	会計規程第52条第4項第1号	—	5,122,572	—	—	場所以が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	
独立行政法人会計システム運用支援業務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H23.04.01	(株)NTTデータ・アイ 東京都新宿区揚場1-18	会計規程第52条第4項第1号	4,784,535	4,200,000	87.8%	—	当研究所の導入した独立行政法人会計システムは、標記業者が開発したものであり、運用支援は当該システムの著作権を持つ標記業者でなければ行うことができない。	19	

※「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載している。その他以下に該当する番号を記載している。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>